

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案に対する修正案要綱

- 一 施行期日を「平成二十七年三月三十一日」から「公布の日」に改めること。 (附則第一条関係)
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。